

第8次水質総量規制（総量削減計画及び総量規制基準）について

水質総量規制制度の概要

目的：人口及び産業が集中し、汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質改善を図るため、汚濁負荷の削減目標量、目標年度等を定め、総合的・計画的な水質保全対策を推進する。

関係法令：水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和53年度に導入）

【総量規制の基本的事項】〈政令で指定〉

指定水域：東京湾、伊勢湾、瀬戸内海

指定地域：奈良県等20都府県

指定項目：COD、窒素含有量、りん含有量

【対策の概要】

(1) 事業の実施

生活排水に係る汚濁負荷量を削減するため、下水道、合併処理浄化槽等の整備を推進する。

(2) 総量規制基準による規制

(3) 削減指導等

小規模事業場、畜産・農業等に対し、汚濁負荷削減の指導等を行う。

《環境大臣が定める事項》

【総量削減基本方針】

現実的に対応可能な範囲で目標値の設定

- ① 指定水域における発生源別削減目標量
- ② 都府県に削減目標量の割り当て
- ③ 総量削減の基本的事項（産業、生活、その他）
- ④ 目標年度

【総量規制基準のC値の範囲】

業種区分ごとに設定

$$L = C \cdot Q \times 10^{-3}$$

L：排出が許容される汚濁負荷量（単位：kg/日）

C：都府県知事が定める一定の濃度（単位：mg/L）

Q：特定排出水の量（単位：m³/日）

《都府県ごとに知事が定める事項》

【総量削減計画】

（計画内容）

- ① 発生源別の削減目標量
- ② 削減の方途

【総量規制基準】

事業場ごとに1日の負荷量を規制
業種区分ごとのC値の設定